

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
（翌日）

目 次

◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

農業振興地域整備計画の変更

定期種畜検査の実施

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地処分

解除予定の保安林

宅地建物取引業法による聴聞

◇正 誤 昭和五十五年一月鳥取県告示第九号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百六十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年三月二十七日	提嶋外科クリニック	米子市上福原五七八一六

鳥取県告示第三百六十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十五年五月二十六日から
昭和五十六年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に換げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十五年五月二十六日	午前十時から午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和五十五年五月二十七日	"	"	"
昭和五十五年五月二十八日	"	"	境港市外江公民館
昭和五十五年五月二十九日	"	"	境港市渡公民館
昭和五十五年五月三十日	"	"	境港市中浜公民館
昭和五十五年六月二日	"	"	境港市余戸公民館
昭和五十五年六月三日	午前十時から午後二時まで	"	境港市境中央公民館

鳥取県告示第三百六十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三十条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

変更後の農業振興地域整備計画の計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取県鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十五年四月二十二日

一 名称

鳥取広域営農団地整備計画

二 対象地域

鳥取農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域、福部農業振興地域

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十四号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十五年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査場所	家畜の種類
五月十九日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
五月二十日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
五月二十日 午後一時から	東伯郡赤碓町出上 鳥取種畜牧場	"

五月二十日	午後三時から	東伯郡赤崎町松谷 鳥取県種畜場	"
五月二十一日	午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
五月二十一日	午後一時から	西伯郡西伯町北方 鳥取県中小家畜試験場	"
五月二十二日	午前十時から	日野郡日野町根屋 和國家畜市場	"

栄養成分に関する検査

鳥取県告示第三百六十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果							備考				
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	DCP	TDN
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	米子市 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所昭和町事業所飼料倉庫	●くみあい配合飼料 ニューキングビーフ前期 ●くみあい配合飼料 ニューキングビーフ後期 くみあい配合飼料 モーレット	55.1 55.1 55.1	18.9 12.4 21.0	3.6 3.8 4.6	5.9 4.2 2.8	6.0 4.9 5.8	0.90 0.78 1.12	0.63 0.52 0.60						
玉野市 加藤製油株式会社 社岡山工場	米子市二本木 有限会社桑田商店米子営業所	くみあい配合飼料 肉用牛ペレット くみあい配合飼料 ピグゾールPB 脱脂大豆	54.12 55.1 54.12	12.9 17.0 45.2	3.6 4.0 5.0	3.8 2.0 5.0	5.8 4.3 5.0	1.02 0.69 0.58	0.54 0.58 0.58						
神戸市 協同飼料株式会社 社神戸工場	米子市二本木 有限会社桑田商店米子営業所	マア8プラスペレット	54.12	18.1	4.8	2.1	4.5	0.71	0.61						

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る吉田第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目二一六の一、二一六の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の期日

昭和五十五年四月三十日 午前十時三十分から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県議会第二委員会室

三 被聴聞者の住所及び氏名

米子市両三柳七六八一八

朝木興産代表者 朝 木 辰 行

正 誤

昭和五十五年一月鳥取県告示第九号(保安林予定森林について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 最終行 2 立木の伐採の限度 2 立木の伐採の
並びに植伐の方法、 限度
期間及び樹種

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)